

令和 4 年 9 月

第 28 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 山岡 孝

署名委員 早船 輝明

川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局						
会 長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主 任	係
令和 4年 10月 11日 供覧の上、公開してよいか伺い ます。			合 議			
			農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査

# 第28回川口市農業委員会会議議事録

## 1 川口市農業委員会告示第6号

下記について付議するため、9月28日（水）午前10時00分、市役所第一本庁舎5階503・504中会議室に、第28回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会  
会長 松澤正久

### 記

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第2号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について

## 2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 山岡 孝	2番 山崎 豊	3番 茅野 和廣
4番 伊藤 勝博	5番 中村 浩幸	6番 高山 豊江	7番 早船 輝明
9番 小櫃 敏文	10番 中山 正二		

## 3 欠席農業委員

8番 加藤 吉江

## 4 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

## 5 出席職員

事務局長 池沢 信幸 事務局次長 吉田 浩司 農地係長 嶋田 健一  
書記 西村 裕介

## 6 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の過半数の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

## 7 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 山岡 孝委員、7番 早船 輝明委員を指名した。

## 8 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項4について「資

料1」により逐次説明し、全員これを了承した。

## 9 議案の上程

### (1) 申請の総括

1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

### (2) 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

1) 議長は第1号議案を上程し、説明を求めた。

2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、石神のかたから、石神の株式会社愛工へ賃貸借を設定し、資材置場及び駐車場に転用する議案です。詳細については、事務局から説明をお願いいたします。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、新井宿インターチェンジから北に450mほどの所に位置する1筆、693㎡でございます。

譲受人の代表は、南鳩ヶ谷にて造園業を共同で営んでおりましたが、諸事情により株主である共同経営者と袂を分かつことになり、事業及び従業員を引き継ぐ形で、令和4年に新会社を設立後、南鳩ヶ谷の事務所等を間借りし、引き続き造園業を営んでおります。

このたび、共同経営していた者が南鳩ヶ谷の事務所にて、介護事業を立ち上げる予定であり、立ち退きを求められていることから、保有する車両や必要な資材量を保管でき、資材置場及び駐車場として効率的に一体利用できる事業用地を探していたところ、県道沿いの交通アクセスのよい申請地の所有者から了承が得られたため、今回申請に至ったものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず、農地の区分につきましては、申請地からおおよそ500m以内に新井宿インターチェンジがあるため、第2種農地であると判断しております。第2種農地は周辺の他の土地に立地することができない場合等は許可となっておりますが、必要面積等の条件を満たす第3種農地や農地以外の土地がなかったため、問題ないものと考えます。

次に、資力及び信用についてですが、資材置場及び駐車場の整備に係る費用は全額自己資金で賄う計画であり、また、過去に違反転用等を行ったことはなく、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合、その者の同意を得なければ許可しないことになっていますが、農地基本台帳等を確認しても賃借人等はいませんので、該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、現在、立ち退きを求められていることから、許可後は速やかに転用が行われると考えられます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、市の開発審査課との事前調整におきましても、資材置場の設置等の許可に向けて、特に支障はないとのことであり、さいたま県土整備事務所の道路工事施行承認を受けております。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、一体として利用する土地も譲渡人から同時に賃貸借するため、該当しません。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、設置する資材量及び駐車する車両台数から判断すると問題なく、面積は適正であるため、該当しないと考えます。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は資材置場及び駐車場が目的であり、施設等の建築を伴う計画ではないため、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、隣地との境界には緑地帯を設けるほか、防音シートを付けたフェンス柵と併せフェンス足元には板柵を設置し、周辺に影響ないよう施工することから、

該当しないと考えます。

申請に係る農地の転用により、地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可しないことになっていますが、本件により支障が生ずる計画はないため、該当しないと考えます。

以上の調査結果から農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第57条各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局のかたと現地を確認して参りました。

内容については、ただいまのご説明のとおりでございます。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。」

5) 議長は第1号議案について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。

(3) 第2号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について

1) 議長は第2号議案を上程し、説明を求めた。

2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、植木を栽培し兼業農家を営む、安行原のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、安行公民館から南西に600mほどの所に位置しており、申請地は自宅に隣接した8筆と自宅から北東に600mほどの所に位置した2筆、計10筆、3,264.45㎡でございます。

申請人は、24歳の頃から30年以上農作業に従事しており、ユズ、ミカン、モミジ等の植木を栽培しております。

現在の年間従事日数は200日で、妻の120日、長男の180日、次男の180日と併せて世帯で680日でございます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局のかたと現地の確認を行いました。

内容については、ただいまのご説明のとおりでございます。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。」

5) 議長は第2号議案について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

## 10 連絡事項

- ・令和5年度県農地等利用最適化の推進施策に関する意見書について
- ・10月の農業委員会会議の日程変更について

## 1 1 閉会

午前10時40分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第28回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和4年 9月28日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩